

議案第 26 号

調布市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

水道法施行令等の一部改正を踏まえ，市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を改めるため，提案するものであります。

調布市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

調布市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年調布市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同法による大学又は旧大学令による大学（以下「大学等」という。）を卒業した者については3年以上、同法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校（以下「短期大学等」という。）を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前号に規定する学校において工学，理学，農学，医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職

大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学等を卒業した者については４年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、高等学校等を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 第１号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学等を卒業した者については５年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については７年以上、高等学校等を卒業した者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第３条第１項第４号及び第５号を削り、同項第６号中「第１号若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号」を「前３号」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同項第４号とし、同項中第７号を第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (6) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第３条第１項中第８号を削り、第９号を第７号とし、第１０号及び第１１号を削り、第１２号を第８号とし、同条第２項を次のように改める。

- ２ 一日最大給水量が１万立方メートル以下である専用水道に関する前項の規定の適用については、同項第１号中「３年」とあるのは「１年６月」と、「５年」とあるのは「２年６月」と、「７年以上」とあるのは「３年６月以上」と、同項第２号中「４年」とあるのは「２年」と、「６年」とあるのは「３年」と、「８年」とあるのは「４年」と、同項第３号中「５年」とあるのは「２年６月」と、「７年」とあるのは「３年６月」と、「９年」とあるのは「４年６月」と、同項第４号中「最低経験年数」とあるのは「最低経験年数の２分の１」と、同項第５号中「１年」とあるのは「６月」と、同項第６号中「３年」とあるのは「１年６月」と、同項第７号中

「１０年」とあるのは「５年」とする。

附 則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。